保　管　依　頼　書

令和　　　年　　　月　　　日

阪神水道企業団　企業長　様

下記、物件について、代金納付後、引渡しを受けるまで阪神水道企業団に保管を依頼します。引渡しを受ける前に下記、買受財産が破損、紛失などの被害を受けても、阪神水道企業団が一切責任を持たないことに同意します。

また、代金を納付し所有権が移転した後、30日を過ぎても引取らない場合は、阪神水道企業団が下記物件を処分しても異議ありません。

記

物件名称　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　）

区分番号　　　　　HWSA-

住所・所在地

氏名・名称

電話番号

※代金納付後に保管費用が必要な場合、その費用は買受人の負担となります。ご了承ください。